

事務連絡  
令和7年3月18日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 生活困窮者自立支援制度及び住居確保給付金に関するチラシの提供について

平素より、生活困窮者自立支援制度の推進につき御協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援法第4条第4項においては、国及び福祉事務所設置自治体は、生活困窮者が支援を早期に受けることができるよう、広報に努めるものとされています。

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）の令和7年4月1日の本格施行に向けて、別添のとおり、国において、生活困窮者自立支援制度全体に関するチラシ及び住居確保給付金に関するチラシを作成しました。これらのチラシは改正法の内容を反映しておりますので、各自治体におかれては、下記の活用方法（例）及び活用にあたっての留意点を参照の上、これらのチラシをご活用いただき、制度の周知に努めていただきますようお願いいたします。

#### 【チラシの活用方法（例）】

- ・ 自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会、ハローワーク、その他の支援関係機関等の相談窓口に配架する。
- ・ 児童扶養手当受給世帯あての郵便物、税・社会保険料・公共料金等の滞納者あての催促状に同封する。
- ・ 庁内の福祉部局、住宅部局、税・社会保険部局等において生活困窮が疑われる者を発見した場合に、その者に手渡す。
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア、駅、医療機関の待合室等、日常生活の中で目につきやすい場所に配架する。
- ・ （特に住居確保給付金のチラシについて）ネットカフェや不動産事業者の店舗等、住宅の確保を必要している者の目につきやすい場所に配架する。

#### 【チラシの活用にあたっての留意点】

- ・ いずれのチラシも、2ページ目（裏面）の最下部に相談窓口の情報等を記入ください。
- ・ 住居確保給付金のチラシについては、収入・資産要件の基準額等を記入ください。
- ・ 上記以外の箇所についても、各自治体の判断により、適宜修正して使用しても差し支えありません。（修正する場合も、厚生労働省への事前相談や事後報告は不要です。）
- ・ 事業委託先等の庁外の関係者に別添を共有して活用いただいても差し支えありません。
- ・ 既に自治体や委託事業者等においてチラシ等を作成している場合は、その使用を妨げるものではありません。

【ご参考】生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 4 条

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 （略）

2～3 （略）

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 （略）

別添 1 生活困窮者自立支援制度のチラシ

別添 2 住居確保給付金のチラシ

【本件に関する問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室 山本

電話 03-5253-1111 (2859)

メール [jiritsu-model@mhlw.go.jp](mailto:jiritsu-model@mhlw.go.jp)